

新しい地域コミュニティに関する報告書

小林市協働のまちづくり行政推進会議ワーキンググループ
(地域コミュニティ部会)

平成24年3月29日

目 次

はじめに	1
1 新しい地域コミュニティの必要性	1
2 新しい地域コミュニティ「きずな協働体」	4
(1) 協働体の役割と目指すべき方向	4
(2) 協働体の位置づけ	5
(3) 組織設置単位	5
(4) 組織の構成	8
(5) 新組織と既存組織の関係	9
(6) 地域づくり計画	9
(7) 協働体の設立時期	9
(8) 協働体の予算	9
(9) 市（市職員）の支援体制・関わり方	10
(10) 協働体の活動拠点	10
【資料編】	
資料1 行政区別人口・世帯数（小学校区別人口・中学校区別人口）	
【住民基本台帳：平成23年5月1日現在】	12
資料2 「にしこば再発見！ガリバープロジェクト」報告用資料	13
資料3 他自治体の事例（組織図）	27
資料4 小林市協働のまちづくり行政推進会議ワーキンググループ	
（地域コミュニティ部会）会議開催経過	28
資料5 小林市協働のまちづくり行政推進会議ワーキンググループ	
（地域コミュニティ部会）名簿	29

はじめに

小林市協働のまちづくり行政推進会議ワーキンググループ（地域コミュニティ部会）（以下、「部会」という。）は、小林市協働のまちづくり行政推進会議設置要綱に基づき、新しい地域コミュニティについての実務的な検討及び調整を行うために設置されました。

部会においては、小林市協働のまちづくり市民会議地域コミュニティ部会からの「人と人との絆を大切にするまちづくりのための提言書」を真摯に受け止め、「市民協働のまちづくり基本指針」、当市の現状及び他市の事例等に基づき12回の部会等で議論するとともに、小林市協働のまちづくり推進委員会との意見交換等も行いながら、検討を進めてきました。

また、この検討を進める間に出された小林市行政改革市民会議からの「小林市行政改革に関する提言書」や平成23年度小林市職員「気づきひらめき提案」における職員提案、「にしこば再発見！ガリバープロジェクト」の取り組み等も参考としながら、検討を重ねてきました。

そのなかで、地域が自らの判断と責任により、主体的にまちづくりを行うためには、まちづくりのための新たな仕組みを、市が一方的に押し付けるのではなく、行政として果すべき役割を果しながら、新たな仕組みの必要性を認識する時点から地域と行政が情報を共有し、課題解決や資源の活用等について、お互いに役割分担しながら協働で進めて行く必要があるとの認識を深めてきました。

このような認識や新しい地域コミュニティの必要性等を共有し、協働のまちづくりを推進することを目的として、部会で検討した結果を報告します。

1 新しい地域コミュニティの必要性

「市民協働のまちづくり基本指針」や「人と人との絆を大切にするまちづくりのための提言書」でも述べられているとおり、本市においては、自治会（区・組）や各団体の活動を通じて、さまざまな地域の課題に対処し、その解決に取り組んできたほか、良好な環境を維持したり、地域住民の交流や親睦を図ったりするなど、地域の相互扶助を行う自治組織として顔の見える関係がある程度維持されています。

その一方で、人口減少や少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、高度情報化の進展などにより、地域の人々がお互いに助け合うという意識が低下し、地域課題を解決する力の減退など、その機能低下が懸念されています。

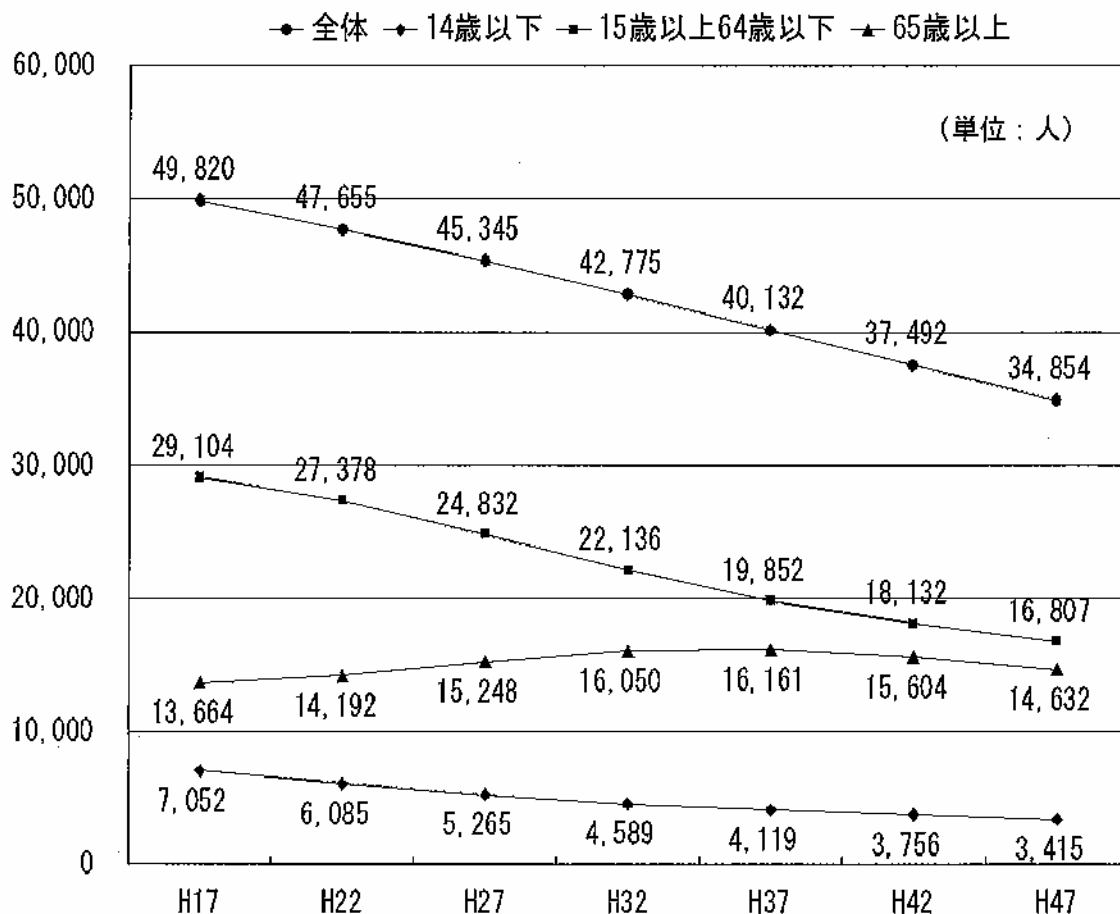
人口減少については、平成47年には市全体の人口が約3万5千人になるとの推計もあり、また、人口の推移等も地域ごとに異なることから、地域によってはまちづくりの担い手不足が深刻化し、既存の活動の活性化が図りにくくなることなども懸念されます（図1、図2参照）。

また、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる環境づくりや、独居老人対策、介護予防対策など高齢者が安心して暮らせるような地域での支え合い、地域が育んできた共同作業、自主防災体制など行政の画一的なサービスでは対応できない地域の実情に合ったきめ細かい取り組みを行うため、地域で出来ることは地域で担う、地域で出来ないことを行政が担うという、「補完性の原則」に基づいたまちづくりを進めることが求められています。

さらに、地方分権等の進展により、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが出来るように支援していくことも必要です。

このような環境の変化等に対応していくには、行政だけでなく、市民も主体（主役）となって、持続可能なまちづくりを進めていく必要がありますが、そのためにはこれまでの自治会（区・組）や各団体の活動はもちろんのこと、それらの活動の連携を図り、さらに活性化するための受け皿として、新たな地域コミュニティの仕組みが必要となってきています。

図1 将来推計人口



国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）

図2 校区別人口・児童数（生徒数）の推移

（単位：人）

地区名	小学校名	区分	人口・児童数			中学校名	区分	人口・生徒数		
			H12	H17	H22			H12	H17	H22
小林地区	小林	人口	13,625	13,102	12,656	小林	人口	19,121	18,389	17,931
		児童数	858	732	684		生徒数	654	589	487
	南	人口	5,496	5,287	5,275					
		児童数	397	320	297					
	細野	人口	6,046	5,703	5,404	細野	人口	6,109	5,764	5,459
		児童数	391	334	295		生徒数	277	170	148
	西小林	人口	4,509	4,335	3,995	西小林	人口	5,044	4,861	4,495
		児童数	264	252	190		生徒数	195	154	136
	幸ヶ丘	人口	598	587	555					
		児童数	54	34	28					
	永久津	人口	1,727	1,635	1,516	永久津	人口	1,727	1,635	1,516
		児童数	112	85	84		生徒数	78	60	37
	東方	人口	3,056	2,916	2,722	東方	人口	3,056	2,916	2,722
		児童数	185	142	108		生徒数	131	86	58
	三松	人口	6,304	6,540	6,783	三松	人口	6,304	6,540	6,783
		児童数	489	506	456		生徒数	279	230	230
須木地区	須木	人口	1,813	1,661	1,536	須木	人口	2,196	2,012	1,861
		児童数	124	99	77		生徒数	89	75	47
	鳥田町 (休校)	人口	383	351	325					
		児童数	33	19						
	内山 (休校)	人口	235	215	199	内山 (休校)	人口	235	215	199
		児童数	16	5			生徒数	6	5	
野尻地区	野尻	人口	3,959	3,886	3,642	野尻	人口	6,915	6,742	6,445
		児童数	238	183	217		生徒数	250	223	148
	栗須	人口	2,956	2,856	2,803					
		児童数	206	154	137					
	紙屋	人口	2,005	1,928	1,831	紙屋	人口	2,005	1,928	1,831
		児童数	112	100	68		生徒数	77	44	36
合計	14校 (12校)	人口	52,712	51,002	49,242	10校 (9校)	人口	52,712	51,002	49,242
		児童数	3,479	2,965	2,641		生徒数	2,036	1,636	1,327

※1 調査時点が異なるため、合計欄は参考です。

※2 各年度の児童数と生徒数：学校基本調査

※3 小林地区 H12・H17・H22：各年10.1時点の住民基本台帳人口
 須木地区 H12・H17：各年国調人口とH22の校区別人口から推計したもの、
 H22：H22.10.1時点の住民基本台帳人口
 野尻地区 H12・H17：国調人口、H22：H22.10.1時点の住民基本台帳人口

2 新しい地域コミュニティ「きずな協働体」

前項のようなまちづくりを行っていくための新しい仕組みとして、「きずな協働体」（以下、「協働体」という。）を地域と市との協働により構築していくことが有効だと考えます。

この名称は、仕組み全体の呼称で、各地域の協働体の名称は、各地域で親しみやすい名称とすることで、みんなの参加を呼びかけやすいものとするとも考えられます。

※ 「きずな協働体」：このような取組みは、全国的に、まちづくり協議会や住民自治協議会などの名称で取り組まれています。

当市においては、まちづくりのために、人と人との絆を大切にしながら協働により取り組んでいくということから、このような呼称とすることで、この取組みの目的をわかり易く伝える事ができると考えます。

（１） 協働体の役割と目指すべき方向

協働体の役割としては、

- ① 既存団体の活動を活発化させるために、各団体が連携を図るためのネットワーク化
- ② 地域課題の把握と課題解決の取り組みや地域資源の発掘と活用
- ③ 地域で解決できないことや地域で集約した意見の市への要望や提案などが、考えられます。

また、協働体の目指すべき方向としては、このような役割を、市の附属機関としてではなく、地域住民が自主的かつ主体的に、自らの判断と責任によって取り組んでいける組織であると考えます。

これは、すべてを地域のみで解決するということではなく、地域住民と市とがそれぞれの役割分担（図３参照）を明確にしたうえで、地域で出来ることは地域で担う、地域で出来ないことを市が担うという「補完性の原則」に基づいた協働の関係を築いていくことが必要であるということです。

この役割分担（役割分担に基づく事業の実施）については、市が一方的に決めるのではなく、役割分担の段階から地域住民と市とが一緒に悩み、考えていくことで、地域の自主性や主体性が生まれてくると考えます。

このように、地域が地域の課題を自らの課題として捉え、自主的に、自らの判断と責任に基づき、主体的に地域の役割を担っていくためには、地域の情報を共有し、整理していく必要があります、その際には、市としても、市の持っている地域情報やノウハウ等を積極的に提供することが必要です。

※資料２（「にしこば再発見！ガリバープロジェクト」報告用資料）参照

図３ 市民と行政の役割分担表

公益の領域				
①市民主体	②市民主導	③連携協力	④行政主導	⑤行政主体
市民が自主的・自発的に行動する領域	市民主導の活動で行政の協力が必要な領域	市民と行政が連携協力し、事業執行する領域	行政主導の活動で市民参加を求むる領域	行政が自らの責任で処理していく領域
市民の活動領域(自助・互助)			行政の活動領域(公助)	
例) 自治組織、地区の行事、個人・団体のボランティア活動等	例) 補助金を活用した事業、まちづくり活動等	例) イベント企画実行委員会、NPO等の協働実行事業等	例) 行政計画策定の参画、まちづくりの推進、市民協働会等	例) 各種公共事業、施設整備事業、許認可・行政処分等

(2) 協働体の位置づけ

組織を設立するに当たっては、地方自治法による「地域自治区制度」（図4参照）を活用する方法や、本市独自の地域自治のルール整備を行って設置する方法があります。

このうち、地方自治法による「地域自治区制度」については、須木地区（合併特例法）と野尻町地区（合併新法）にそれぞれ合併特例法に基づいた地域自治区が設置されており、「一定期間を経過した後、評価し、合併新法第23条第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。（小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議について）」となっているため、その検討過程において議論されるものと考えます。

したがって、当面は本市独自の地域自治のルール整備を行って設置する方法によることになるものと考えます。

図4 地域審議会・地域自治区・合併特例区の設置状況（平成23年4月1日現在）

区 分	団体数	審議会等の数	市町村名	合併期日	旧市町村名	地域自治区の名称
地 域 審 議 会	205 団体	752 審議会	小林市	H18.3.20	小林市	〈設置せず〉
地域自治区（一般制度）	17 団体	154 自治区			須木村	須木
地域自治区（合併特例）	32 団体	76 自治区		H22.3.23	野尻町	野尻町
合 併 特 例 区	3 団体	6 特例区				

出典：総務省ホームページ

出典：総務省ホームページ

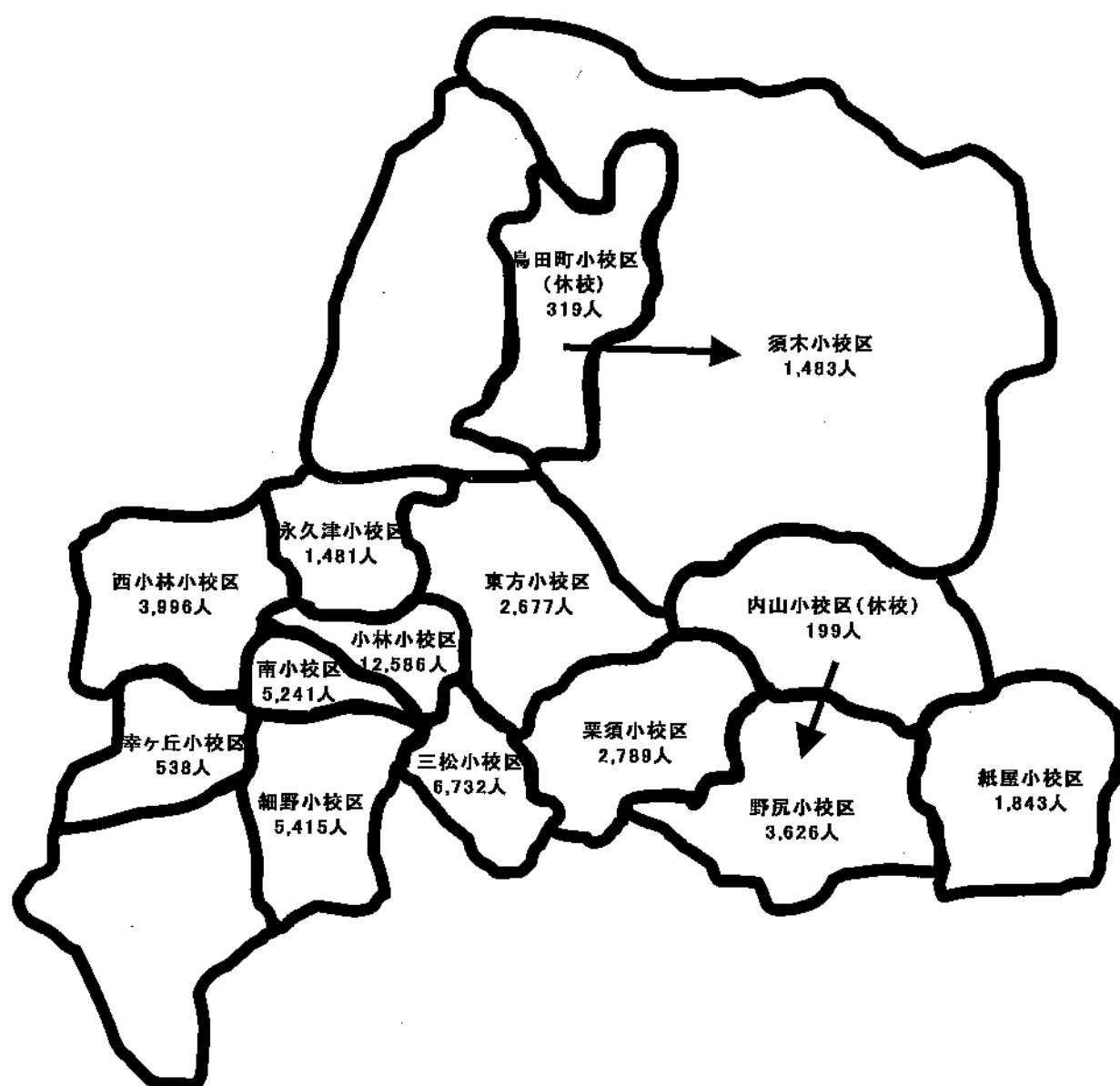
(3) 組織設置単位

協働体を設置する単位については、地域が取り組みやすい範囲となることが理想ですので、地域の実情に合わせて、小学校区（図5参照）や中学校区（図6参照）の範囲にひとつの協働体を設置したり、複数の中学校区にひとつの協働体を設置することなども考えられます。

設立の過程（地域の課題や地域の資源を整理し、地域のあり方を話し合っていく段階）においては、連携の可能性を含めて十分に地域で検討が出来るような環境づくりが必要です。次のような理由から中学校区程度の範囲を基本とすることが考えられます。

- ① 活動の範囲の重なりがあり、地域の課題を共有しやすい。
- ② まちづくりのための人材や地域の資源などのスケールメリットがある。
- ③ 学校教育において、小中一貫教育が行われており、PTA活動なども小中連携が広がっている。
- ④ より多くの地域間の連携の広がりが期待できる。など

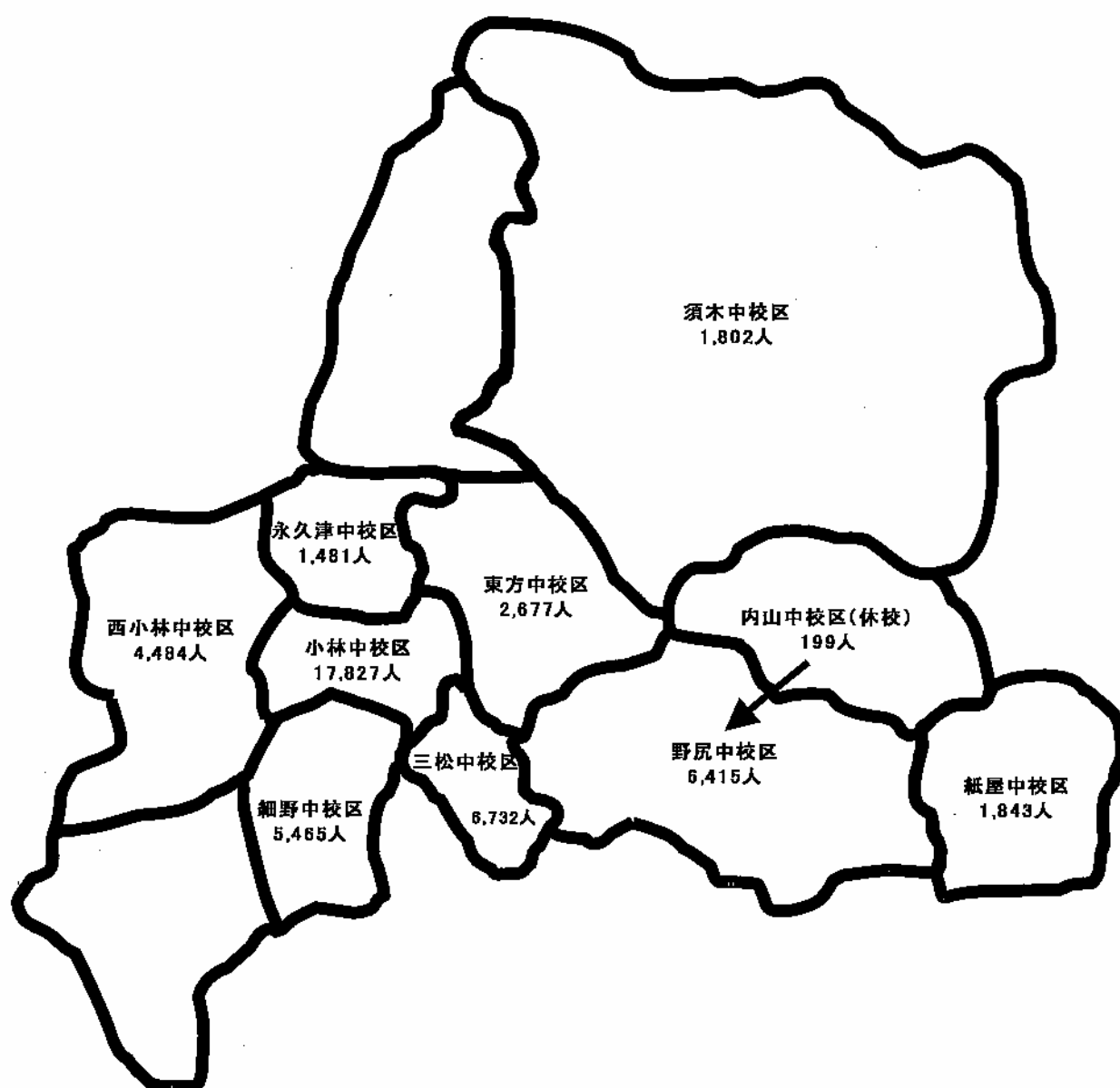
図5 設置単位（小学校区）イメージ



注1 人口は、平成23年5月1日現在の住民基本台帳人口です。

注2 イメージであり、厳密な境界を表すものではありません。

図6 設置単位（中学校区）イメージ



注1 人口は、平成23年5月1日現在の住民基本台帳人口です。

注2 イメージであり、厳密な境界を表すものではありません。

(4) 組織の構成

この協働体は、その地域で暮らすすべての市民、団体及びその趣旨に賛同する団体等で構成されることで、活発で持続可能な仕組みとなることが期待されます。

協働体の運営については、意思決定機関である運営委員会、課題や分野別の部会など、実働的な機関の設置を行う組織構成とすることが考えられます（図7及び図8参照）。

※資料3（他自治体の事例（組織図））参照

図7 きずな協働体 組織イメージ

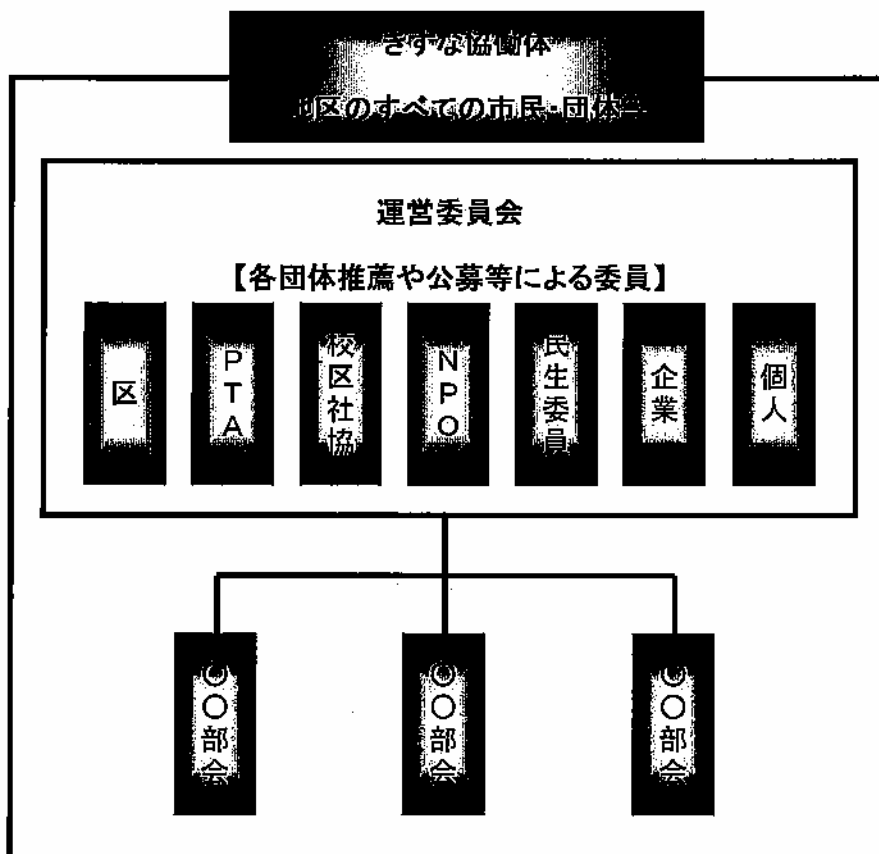


図8 運営委員会の構成等

構 成	協働体の運営を地域住民全員で行うことは現実的ではありませんので、地域の実情に応じた団体からの代表者（団体の推薦を受けた者）等で構成することが適当だと考えます。 また、地域によっては公募委員を採用することも考えられます。
委員の人数	委員の人数（各団体から運営委員会に参加できる委員の人数も含む）は、民主的に意思決定がされるよう、地域の実情に合わせて各協働体で定めることが適当であると考えます。
委員の任期	委員の任期（再任の可否等も含む）は、協働体内の議論や取り組み課題への継続性などをふまえて、各協働体で定めることが適当であると考えます。
委員の報酬	この協働体は、地域の課題を地域住民自らが解決を図るための組織であることを踏まえ、交通費実費の支給なども含めて、地域の実情に合わせて各協働体で定めることが適当であると考えます。

(5) 新組織と既存組織の関係

新組織である協働体は、「屋上屋を架す」といったものでも、「既存組織と重複する組織を作る」といったものでもなく、既存組織が連携するための仕組みであり、既存組織とは役割が異なります。

したがって、協働体が組織されることは、既存組織間の連携を通じて、情報の共有等が図られるなど、これまで以上に活発な活動が行える環境が整うことになるものと考えます。

このようなことから、協働体への補助金等についても、当面の間は既存の各団体への補助金等に影響しないようなものとするのが望ましいと考えます。

将来的には、協働体における各団体の連携・情報の共有の進展状況に応じ、既存の各団体への補助金等を整理・再編し、一括して協働体に交付する制度等についても検討する必要があるものと考えます。

(6) 地域づくり計画

この協働体が行う地域づくりは、長期的な計画に沿ったものとなるべきであると考えますが、当初から長期的な計画を作成することは困難であることが懸念されます。

したがって、当面は単年度の計画に沿って活動を行い、その活動を通じて地域で長期的に取り組むべき課題等が明確になった時点で、長期的な計画を作成するということも考えられます。

いずれにしても、設立までの過程で、十分に地域の課題や資源等を整理し、その結果に基づく地域のあり方についての話し合いにより計画を作成していく必要があります。

組織の構成についても、この計画を実行できるものとする必要があります。

(7) 協働体の設立時期

平成24年度において、モデル的に設置を進め、そのモデル事業の成果と課題を見据えつつ、協働体設置までの流れのマニュアル化を行うなど、平成26年度までには、全市的に設置に向けた検討が始まることを目標として推進していくことが望ましいと考えます。

(8) 協働体の予算

協働体の予算については、運営費や事業費が想定されます。

この運営費や事業費の財源は、当面は市からの補助金等になると想定されます。

市の補助金等である以上、協働体において一定のルールに基づき適正に執行が図られる必要がありますが、市としては活動がより活発化するように制限の少ない補助金等の検討をすることも必要です。

また、協働体においては、市の補助金等にしばられることなく、独自の財源を活動の財源とし、活動していくことも考えられます。

市が、直接補助金等として支援するのではなく、市の持つ様々な補助金等の情報を地域に情報提供していくことも、地域の目標達成に向けた支援になるものと考えます。

(9) 市（市職員）の支援体制・関わり方

協働体の設置・運営に対して、市は、地域づくりのパートナーとして、地域の自主性を尊重しながら必要に応じて積極的に関わり（情報提供や事務局的功能など）を持てる体制を整える必要があります。

この支援体制は、市の一方的なものではなく、実際に地域と関わる中で構築されていくことが望ましいため、平成24年度に地域でモデル的に協働体を設立すると同時に、地域担当職員制度についてもモデル的に試行し、そのあり方を検討していくことが望ましいと考えます。

また、市の内部組織・機構のあり方について、あわせて検討していくことでより良好な地域と市との協働体制が構築されることが期待されます。

さらに、持続可能なまちづくりとなるために、まちづくりに参加するための環境整備やまちづくりのリーダーを育成するプログラムの策定などの支援策についても検討する必要があります。

(10) 協働体の活動拠点

協働体の拠点については、地域で確保できる場合や市として既存施設の有効利用を図りつつ整備する場合が考えられます。

これは、協働体の設置過程において、地域の資源や地域の課題を整理して行くなかで、いずれの場合が適当かということを見出していくことが必要です。

市として整備する場合、担当職員の常駐も含めた窓口業務の必要性や施設の管理運営方法の検討が必要ですが、この点についても地域との対話により、地域の実情等を勘案しながら検討していくことが必要です。

資料編

資料 1

行政区別人口・世帯数（小学校区別人口・中学校区別人口）
【住民基本台帳：平成23年5月1日現在】

（単位：人、世帯）

行政区別人口・世帯数			小学校区別人口						中学校区別人口					
区名称	人数	世帯数												
西町1区	746	359	小林	746					小林	746				
緑町区	174	88	小林	174					小林	174				
仲町区	528	292	小林	528					小林	528				
上町区	1,687	915	小林	1,687					小林	1,687				
真方1区	889	421	小林	889					小林	889				
真方2区	929	427	小林	390	東方	266	永久津	273	小林	390	東方	266	永久津	273
真方3区	788	345	小林	515	東方	273			小林	515	東方	273		
南真方東区	1,457	599	小林	1,457					小林	1,457				
南真方西区	339	165	小林	339					小林	339				
坂元区	950	411	小林	950					小林	950				
種子田区	545	253	小林	545					小林	545				
南真方区	491	255	小林	491					小林	491				
西町2区	858	399	小林	858					小林	858				
西町3区	652	310	小林	652					小林	652				
上町北区	934	438	小林	934					小林	934				
上町東区	613	293	小林	486	三松	127			小林	486	三松	127		
上町西区	502	235	小林	502					小林	502				
上町中区	443	218	小林	443					小林	443				
新生町区	121	55	南	121					小林	121				
後川内区	1,377	570	南	1,377					小林	1,377				
南島田区	466	218	南	466					小林	466				
通り町区	328	154	南	328					小林	328				
本町区	304	162	南	304					小林	304				
永田町区	761	366	南	761					小林	761				
南西1の東区	1,893	780	南	1,884	細野	9			小林	1,884	細野	9		
細野1区	2,950	1,355	細野	2,950					細野	2,950				
細野2区	1,572	662	細野	1,572					細野	1,572				
細野3区	884	400	細野	884					細野	884				
南堤区	1,699	693	三松	1,699					三松	1,699				
北堤区	3,039	1,280	三松	3,039					三松	3,039				
水流迫区	914	411	三松	914					三松	914				
西堤区	953	409	三松	953					三松	953				
東方1区	1,115	467	東方	1,109	永久津	6			東方	1,109	永久津	6		
東方2区	1,027	441	東方	1,027					東方	1,027				
東方3区	2	1	東方	2					東方	2				
南西1の西区	601	255	西小林	601					西小林	601				
南西2区	638	269	西小林	638					西小林	638				
南西4区	666	283	西小林	666					西小林	666				
北西1区	713	285	西小林	713					西小林	713				
北西3区	1,378	576	西小林	1,378					西小林	1,378				
南西3区	538	190	幸ヶ丘	538					細野	50	西小林	488		
北西2区	1,202	499	永久津	1,202					永久津	1,202				
麓区	239	103	須木	239					須木	239				
永田区	486	233	須木	486					須木	486				
原区	268	128	須木	268					須木	268				
中河間区	132	56	須木	132					須木	132				
堂屋敷区	33	14	須木	33					須木	33				
奈佐木区	323	130	須木	323					須木	323				
田代八重区	2	1	須木	2					須木	2				
夏木区	105	54	鳥田町	105					須木	105				
下九瀬区	96	46	鳥田町	96					須木	96				
上九瀬区	118	58	鳥田町	118					須木	118				
内山区	199	94	内山	199					内山	199				
野尻1区	910	422	紙屋	910					紙屋	910				
野尻2区	933	383	紙屋	933					紙屋	933				
野尻3区	1,466	634	野尻	1,466					野尻	1,466				
野尻4区	2,160	915	野尻	2,160					野尻	2,160				
野尻5区	1,470	617	栗須	1,470					野尻	1,470				
野尻6区	1,319	529	栗須	1,319					野尻	1,319				
合 計	48,925	21,621												

「にしこば再発見！ガリバープロジェクト」

報告用資料

平成 23 年 12 月 1 日

小林市教育委員会

小林市「協働のまちづくり」

- 市民と行政が一体となって、自分達の住む地域について、よさや課題等に気付き、解決等の方法を一緒に考え、主体的に行動することによって、住みよい地域づくりを推進する。
- 子ども(未来の大人)たちが、学習したことをもとに、自分達の住む地域を自分達の目で振り返り、地域のよさや課題等に気付き、大人といっしょに考え、行動することを通して、将来の住みよい地域づくりの担い手として故郷に誇りをもち未来を切り拓こうとする気持ちを育む。

「地域再発見！ガリバープロジェクト」

気付く

地域のよさ(お宝)を再発見したり、課題(改善点)を洗い出したりした事柄を、大きな地図に落とし込んで(見える化)作成した「ガリバーマップ」をもとに、行動すべき内容に気付く。

考える

「ガリバーマップ」から気付いた行動すべき内容について、分類し、方策(地域でできること、行政でできること)をみんなで考える。

行動する

考えた方策について、手立てや具体的な方法を計画し、実際に行動する。

地域

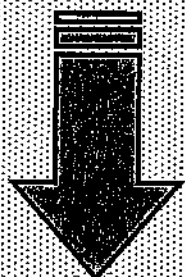
地域の区長会や地域の方々
地域の子どもと保護者

行政

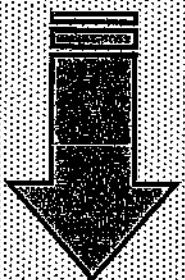
教育委員会(学校教育課)
総合政策課、総務課

「地域再発見！ガリバープロジェクト」

気付く



考える



行動する

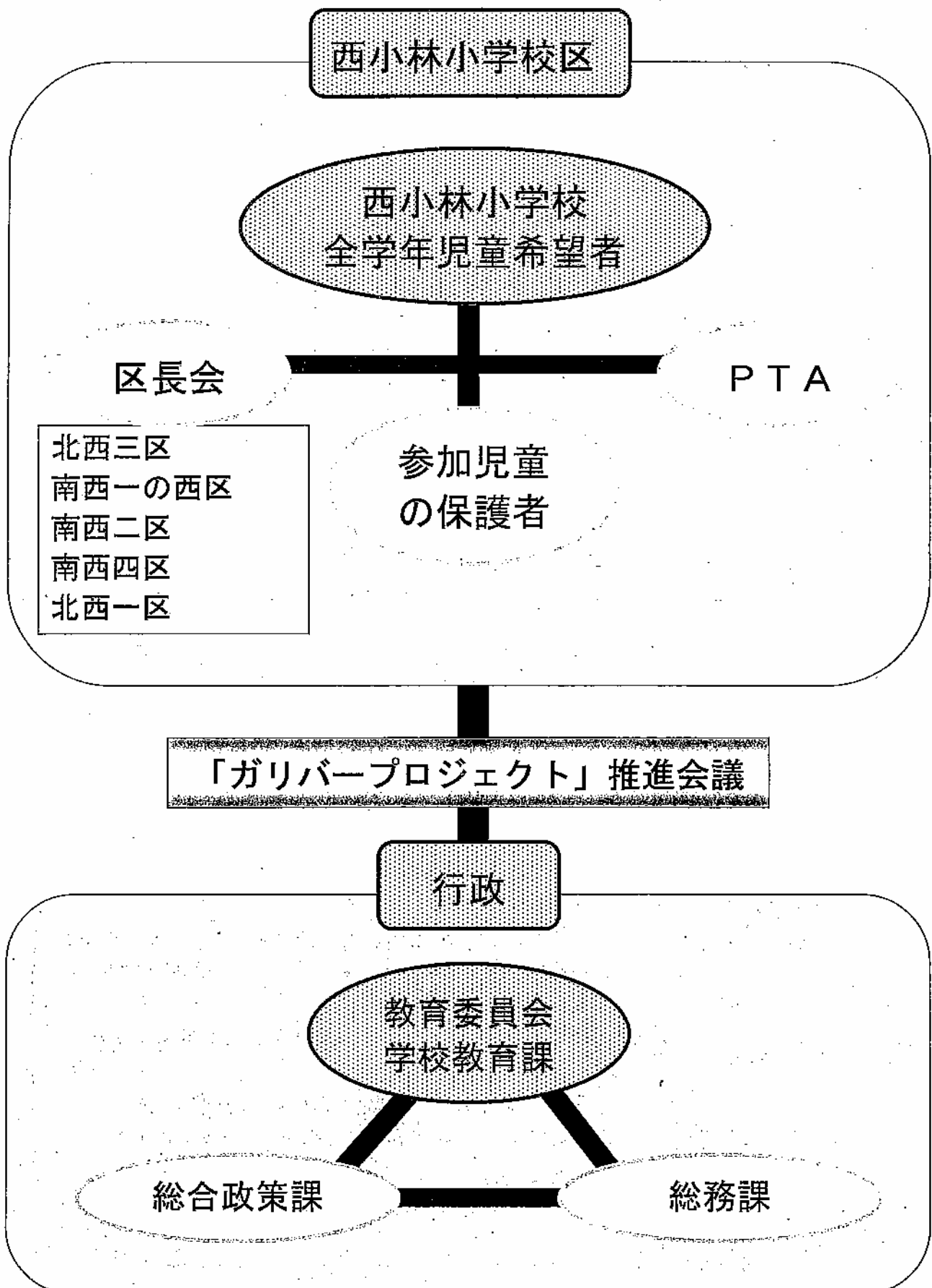
- ① 参加希望者に配布する「ワークシート」に、自分の地域のよさや課題を書き込み、学校に提出する。
- ② 地区ごとに分かれて、「ワークシート」をもとに、白地図に調べたことを落とし込む。
- ③ 各地区のよさや課題を全体に発表し、各地区のよさや改善点について気付く。
- ④ 各地区で作成した地図を組み合わせ、ガリバーマップを完成させ、地域全体のよさや課題に気付く。

- ⑤ 完成したガリバーマップをもとに、よさについて考える「お宝班」と改善点について考える「改善班」に分かれる。
- ⑥ 「お宝班」は、「人・もの・こと・場所」の視点から、今後どのようにしたいか考えを出し合う。
- ⑦ 「改善班」は、「行政・地域・学校・保護者」の視点から、今後改善するためにどこに相談していくか話し合う。
- ⑧ 話し合った内容についてまとめ、記録する。

- ⑨ 考えた内容について、具体的な方法を決定する。（プロジェクト会議）
- ⑩ 自分たちでできる内容については、地域にある組織に相談する。
- ⑪ 行政に相談することについては、総務課を通じて関係各課に「ガリバープロジェクト」活動報告書として提出する。

「にしこば再発見！ガリバープロジェクト」組織体制

小林市教育委員会



「にしこば再発見！ガリバープロジェクト」の流れ（概要）

小林市教育委員会

期 日	内 容
10月28日（金）	西小林小学校区の区長・PTAへの趣旨等説明会
11月 1日（火）	参加者募集開始（西小林小学校全児童対象）
11月 8日（火）	第1回プロジェクト推進会議（計画） ・具体的な活動の流れと準備について ・ガリバーマップ作成日の流れについて
11月10日（木）	参加者募集締め切り（参加人数の決定）
11月11日（金）	「地域再発見！ガリバープロジェクト」説明会 ・配布する「ワークシート」の活用方法 ・ガリバーマップ作成日の日程について
11月12日（土） から 11月21日（月）	「ワークシート」による調査観察活動 ・親子による調査観察活動 ・地域の方々による調査観察活動
11月15日（火）	第2回プロジェクト推進会議（準備） ・ガリバーマップ作成方法と役割分担について ・ガリバーマップ作成後の処理について
11月22日（火）	「ワークシート」の一時回収（27日に再配布）
11月25日（金）	ガリバーマップ作成日（27日）の準備 ・ワークシートをもとに写真撮影・印刷 ・会場設営等
11月27日（日）	「ガリバーマップ」の完成、話し合い
12月 6日（火）	第3回プロジェクト推進会議（まとめ） ・具体的な処理方法の最終決定
2月 5日（日）	「ガリバープロジェクト」の発表